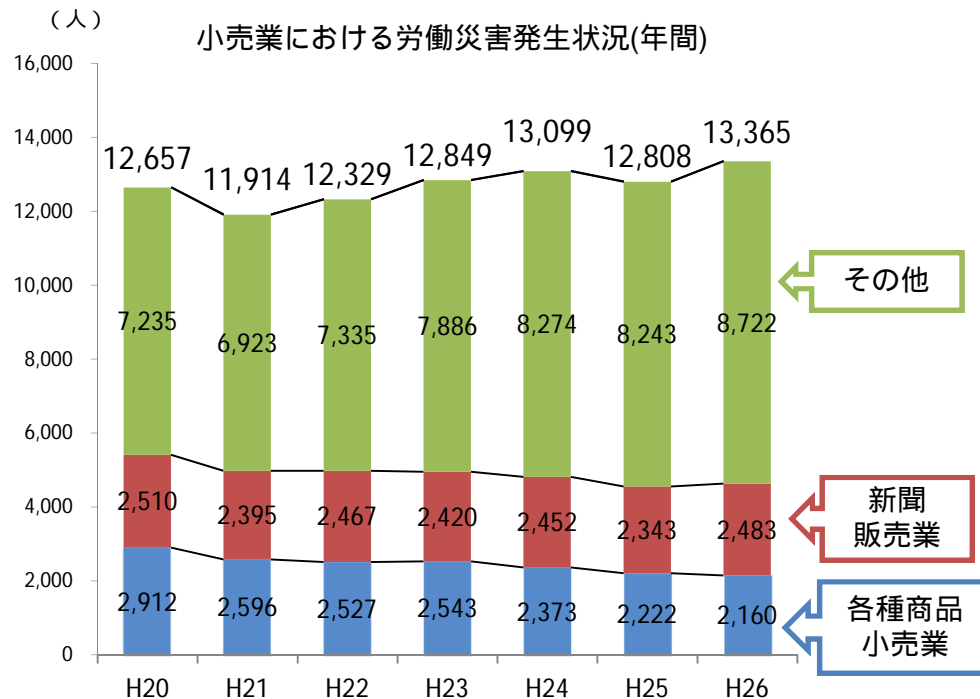


小売業における労働災害の発生状況

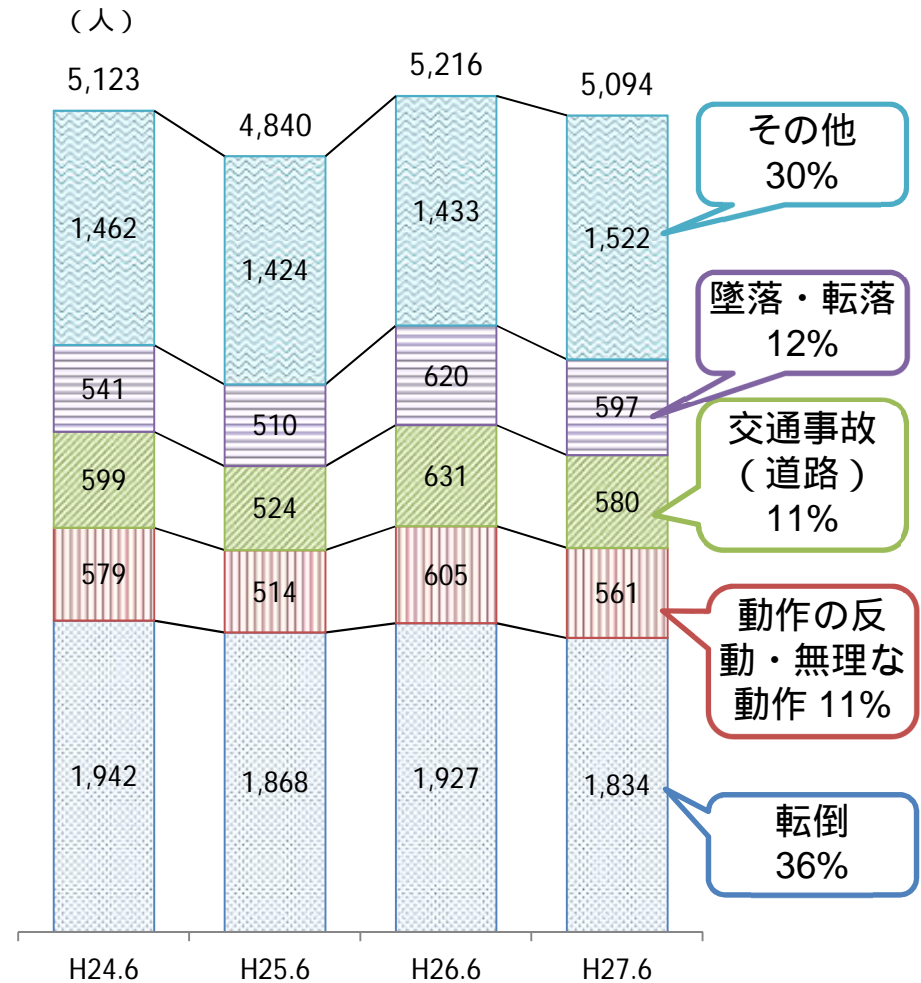
ポイント

小売業における労働災害は年々増加傾向。小売業のうち、**織物・衣服・身の回り品**小売業、**飲食料品**小売業、**機械器具**小売業、**持ち帰り・配達飲食サービス業**などが増加している。

事故の型別を見ると、「**転倒**」が約1/3を占めるほか、「**動作の反動・無理な動作**」や「**交通事故**」、「**墜落転落**」による災害も多い。



上半期(1月～6月)速報値
労働災害発生状況の推移(小売業)



出典：労働者死傷病報告の休業4日以上死傷者数より

新聞販売業における労働災害の発生状況

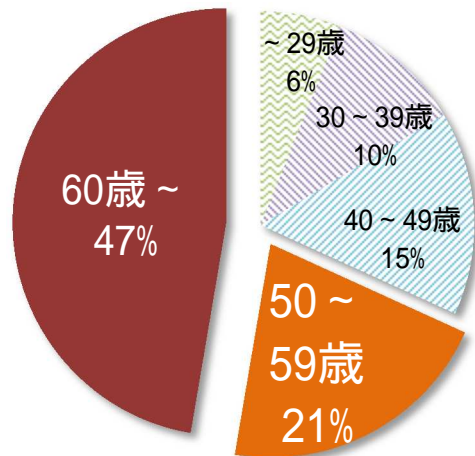
ポイント

新聞販売業における労働災害は、**50歳以上**の被災者が**約7割**を占め、高齡の被災者が多い。

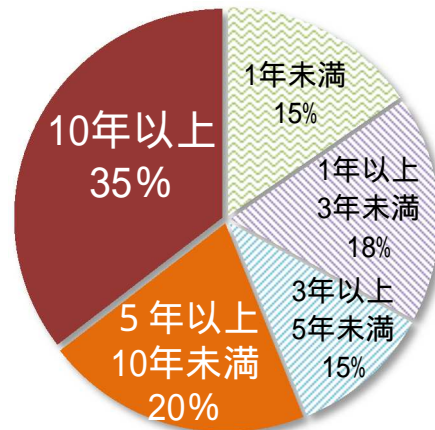
経験期間5年以上の被災者が**過半数**である。

事故の型別では「**交通事故(道路)**」が**44%**を占め、次いで「**転倒**」(**39%**)が多い。

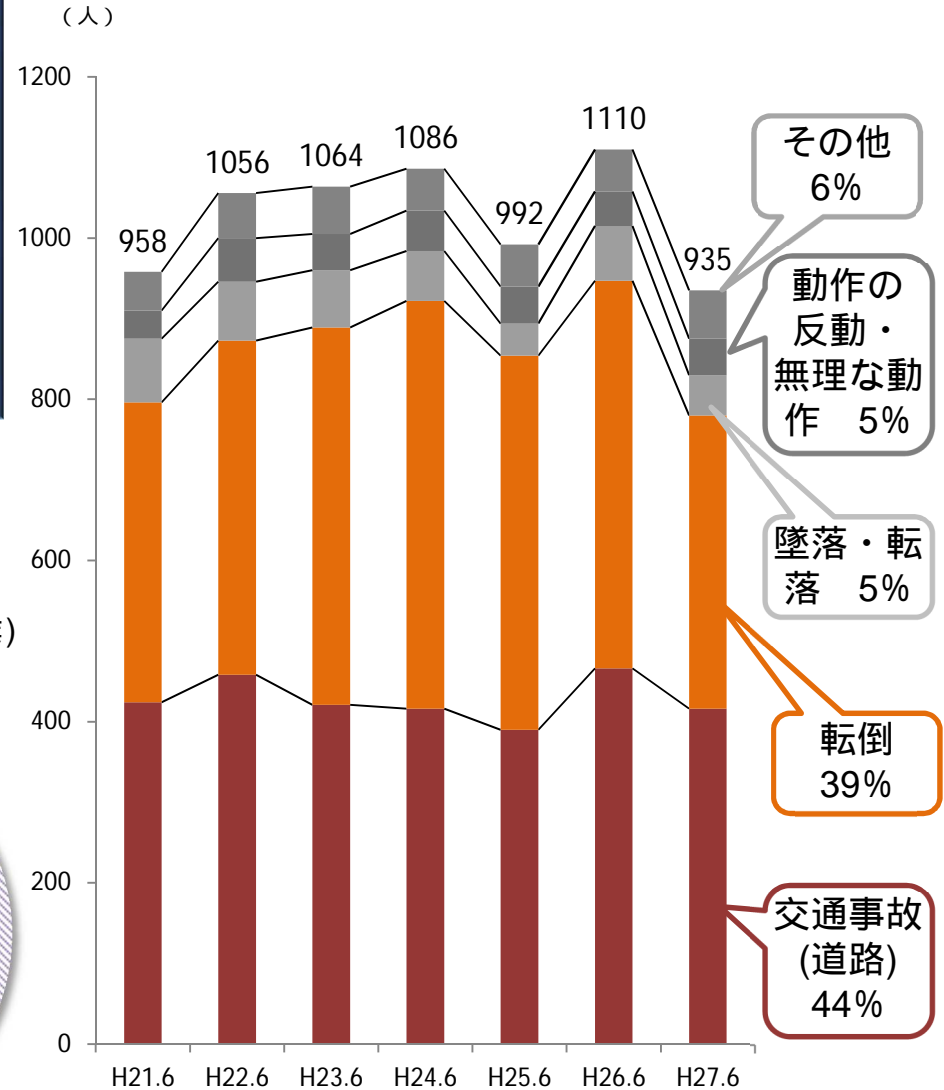
年齢別 災害発生状況
(平成27年上半期・新聞販売業)



経験期間別 災害発生状況
(平成27年上半期・新聞販売業)



事故の型別 労働災害発生状況の推移
(上半期速報値・新聞販売業)



出典：労働者死傷病報告の休業4日以上死傷者数より

新聞販売業における交通労働災害の発生状況

ポイント

新聞販売業の交通労働災害は、平成27年上半期には**416件**発生し、全体の**44.5%**を占めており、労働災害全体に占める割合が増加傾向にある。

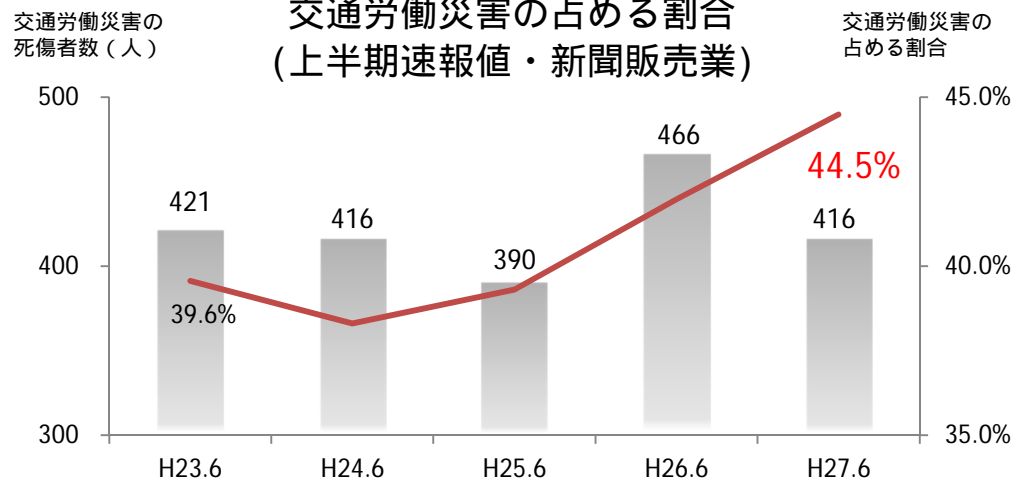
交通労働災害の特徴は、

休業見込期間が1月以上の者が7割以上を占め、長期の休業となるおそれがある。

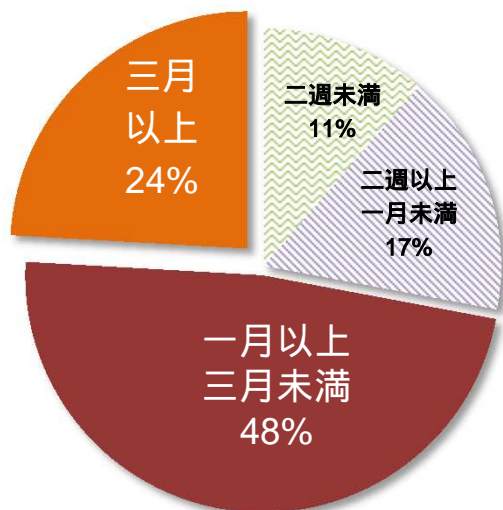
車両単独での事故が交通労働全体の**65%**で、**車両対車両**の事故が**33%**である。

事故類型の中では、**二輪車の転倒**による災害が最も多く(**39%**)、**交差点での出合頭での衝突事故**が次いで多く発生している。**(16%)**

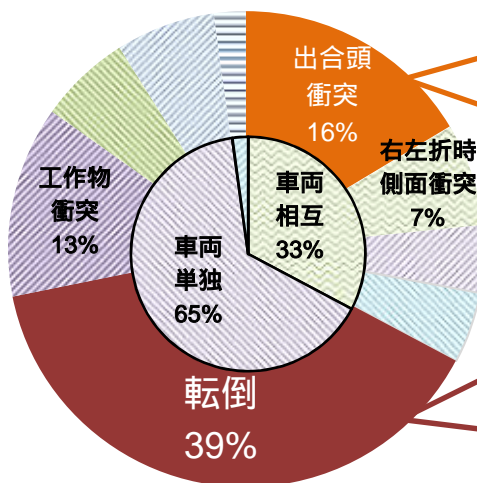
交通労働災害発生状況の推移と
交通労働災害の占める割合
(上半期速報値・新聞販売業)



休業見込期間別 交通労働災害発生状況
(平成27年上半期・新聞販売業)



事故類型別 交通労働災害発生状況
(平成27年上半期・新聞販売業)



車両相互の事故では、**交差点で出合頭に衝突する事故が多い(16%)**

(災害事例)

- ・信号のない交差点でトラックと出会い頭に衝突、死亡
- ・信号のない交差点でバイクと出会い頭に衝突、死亡

車両単独の事故では、**スリップ等でバランスを崩して転倒する事故が多い(39%)**

(災害事例)

- ・凍った路面にバイクの前輪を取られ転倒、休業2ヶ月
- ・下り坂で減速した際バランスを崩し転倒、休業6週間

新聞販売業における転倒災害防止対策

新聞販売業での転倒等災害防止の対策には、「4S活動」「KY活動」「見える化」といった危険の対処と情報共有がありますが、安全活動の推進には旗振り役である「安全推進者」の配置が不可欠です。

4S活動

災害の原因を取り除く

4Sとは、**整理・整頓・清掃・清潔**のこと。

日常的活動でこれらを行うのが4S活動です。4S活動は、労働災害の防止だけでなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。

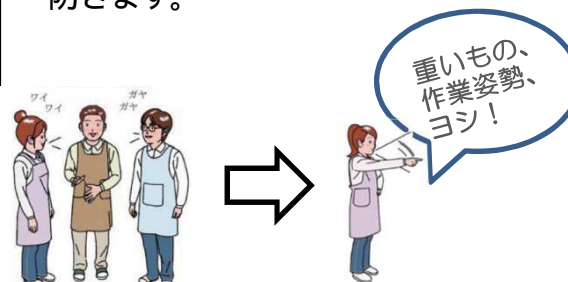


KY活動

潜んでる危険を見つける

KYとは、**危険(K)・予知(Y)**のこと。

KY活動では、業務を開始する前に、職場にどんな危険が潜んでいるかを話し合い、「これは危ない」というポイントを「**指さし呼称**」で確認します。うっかり、勘違いや思い込みといった、災害を招く行動を事前に防ぎます。



「見える化」

危険を全員に周知する

「見える化」とは、**危険を可視化して共有**すること。

KY活動で発見した危険のポイントを、「**ステッカー**」等を張り付けることで注意喚起します。転倒・墜落転落などのおそれがある箇所で、慎重に行動することができます。



安全活動の推進には「**旗振り役**」が不可欠!
職場環境や作業方法の改善、安全意識啓発をする
安全推進者 の配置を推進しましょう。

労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン

転倒について詳しくは、「職場のあんぜんサイト：STOP!転倒災害プロジェクト2015」
<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>

「見える化」等について詳しくは、「小売業における危険の「見える化」」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000058407.html>

新聞販売業における交通労働災害防止対策

新聞販売業における交通労働災害防止対策では、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づき、**早朝や夜間における早めの点灯・二輪車の運転対策**など、業態に合わせた業務への対策が必要です。

・ 走行管理

走行の開始、終了と経路について計画を作成する。

早朝時間帯の走行を可能な限り避け、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する。

・ 教育の実施

雇入れ時教育や日常の教育を通して、十分な睡眠時間確保、飲酒による運転の影響、体調の維持管理、交通安全情報マップの共有、交通危険予知訓練などを行う。

・ 季節・天候対策

異常気象等の際、安全な運転のため指示や迅速な情報共有をし、必要に応じて運転を中止させる。

早朝や夜間に早めの点灯を徹底させ、他の運転者に存在を認知させる。

交通労働災害防止のためのガイドライン

・ 安全意識の高揚

交通事故やヒヤリハット事例等を記入した交通安全情報マップを作成する。

ポスターや標語を掲示し、安全について常に意識させる。

・ 点呼の実施

疲労、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務開始前に点呼をする。

- ・ 管理体制
- ・ 健康管理
- ・ 自動車の点検

・ 二輪車対策

二輪車の特性を配慮した安全な走行ルートを設定する。

自動車運転者からの視認性が向上する「安全ベスト」や安全のための「ヘルメット」を着用させる。